

1. 近年の特別支援教育に関する動向	1
2. 特別支援教育を担う教師の専門性向上	5
3. 学習指導要領について	1 6
4. 特別支援学校設置基準の策定	2 1
5. 病気療養児に対する支援（遠隔教育について）	2 4
6. 医療的ケア児への支援	2 8
7. 交流及び共同学習等について	3 3
8. 令和4年度予算等	3 7
9. その他	4 9

# 1. 近年の特別支援教育に関する動向

# 近年の特別支援教育に関する動向

平成18年12月	<b>国連総会において障害者権利条約を採択</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定<ul style="list-style-type: none"><li>◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止</li><li>◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など（教育分野）</li></ul></li><li>・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など</li></ul>
平成19年4月	<b>特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「特殊教育」から「特別支援教育」へ</li><li>・盲・聾・養護学校から特別支援学校</li><li>・特別支援学校のセンター的機能</li><li>・小中学校等における特別支援教育 など</li></ul>
平成19年9月	<b>障害者権利条約署名</b>
平成23年8月	<b>改正障害者基本法施行（障害者権利条約対応）</b> （教育分野） <ul style="list-style-type: none"><li>・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実</li><li>・本人・保護者の意向を可能な限り尊重</li><li>・交流及び共同学習の積極的推進 など</li></ul>
平成24年7月	<b>『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』</b> （中央教育審議会初等中等教育分科会報告） <ul style="list-style-type: none"><li>・就学相談・就学先決定の在り方</li><li>・合理的配慮、基礎的環境整備</li><li>・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進</li><li>・教職員の専門性向上 など</li></ul>
平成25年9月	<b>就学制度改正（平成25年8月 学校教育法施行令改正）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）</li><li>・柔軟な転学 など</li></ul>
平成26年1月	<b>障害者権利条約批准</b>
平成27年11月	<b>障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定</b>
平成28年4月	<b>障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など</li></ul>
平成28年6月	<b>改正児童福祉法施行（即日施行）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法第56条の6第2項を新設</li><li>医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進</li></ul>

# 近年の特別支援教育に関する動向

平成28年8月	<b>改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施</li><li>・個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など</li></ul>
平成29年1月	<b>総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視調査結果・勧告※及び文部科学省の対応方針 策定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎ</li></ul> <p>※「総務省設置法」に基づき実施される行政機関の業務の実施状況の評価及び監視</p>
平成29年4月	<b>新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視</li><li>・障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など</li></ul>
平成30年2月	<b>通級による指導に係る教員定数の基礎定数化（平成29年3月 義務標準法※改正）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数分を基礎定数化</li></ul> <p>※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律</p>
平成30年2月	<b>「心のバリアフリー学習推進会議」提言 取りまとめ</b>
平成30年3月	<b>第四次障害者基本計画 閣議決定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画（平成30年度～34年度）（教育分野）</li><li>・誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備</li><li>・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実</li></ul>
平成30年4月	<b>高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月 学校教育法施行規則等改正）</b>
平成30年8月	<b>「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）</b>
平成30年9月	<b>小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）</b>
平成31年1月	<b>文部科学省 障害者活躍推進プラン 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表</b>
平成31年2月	<b>新特別支援学校高等部学習指導要領 公示</b>
平成31年3月	<b>学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ」</b>

# 近年の特別支援教育に関する動向

令和元年6月	厚労省と文科省による「難聴児の早期支援に向けた保険・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」
令和元年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置
令和元年11月	高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）
令和2年4月	高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和（学校教育法施行規則改正）
令和3年1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告 公表 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）公表
令和3年2月	高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知） ・病気療養中等の生徒に対する必要対面授業を、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上と弾力化した。
令和3年6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布 （施行：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）
令和3年6月	医療的ケア児及びその学校に対する支援に関する法律 公布 （施行：令和3年9月18日（公布の日から起算して3月が経過した日））
令和3年6月	「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（旧：教育支援資料）改定・公表
令和3年8月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令 施行（公布日施行） ・医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員を法令上位置付け、配置を促進
令和3年9月	特別支援学校設置基準（省令） 公布 （施行：総則及び学科は令和4年4月1日、編制並びに施設及び設備は令和5年4月1日）
令和3年10月	「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」を設置
令和4年3月	「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告 公表
令和4年4月	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)

## 2. 特別支援教育を担う教師の専門性向上

# 特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

## ■ 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	<b>13,274</b> <b>(16.92%)</b>	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

## ■ 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員		その他	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	<b>12,182</b> <b>(23.69%)</b>	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	<b>5,276</b> <b>(23.95%)</b>	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の( )内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典) 「教師不足」に関する実態調査 (文部科学省、令和4年1月)

# 校長の特別支援教育に関わる教職経験

✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.6%、中学校で75.4%（令和3年度）。

※特別支援学級が設置されている学校（小学校、中学校、義務教育学校を含む）は82.3%（令和2年度時点）。

## ○令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長

※全特協の各地区理事を通じて約10%の抽出

調査結果①：校種別の回答学校数（単位：校） ※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,160(約68%)	521(約31%)	17(約1%)	1,698

調査結果②：校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験（単位：%）

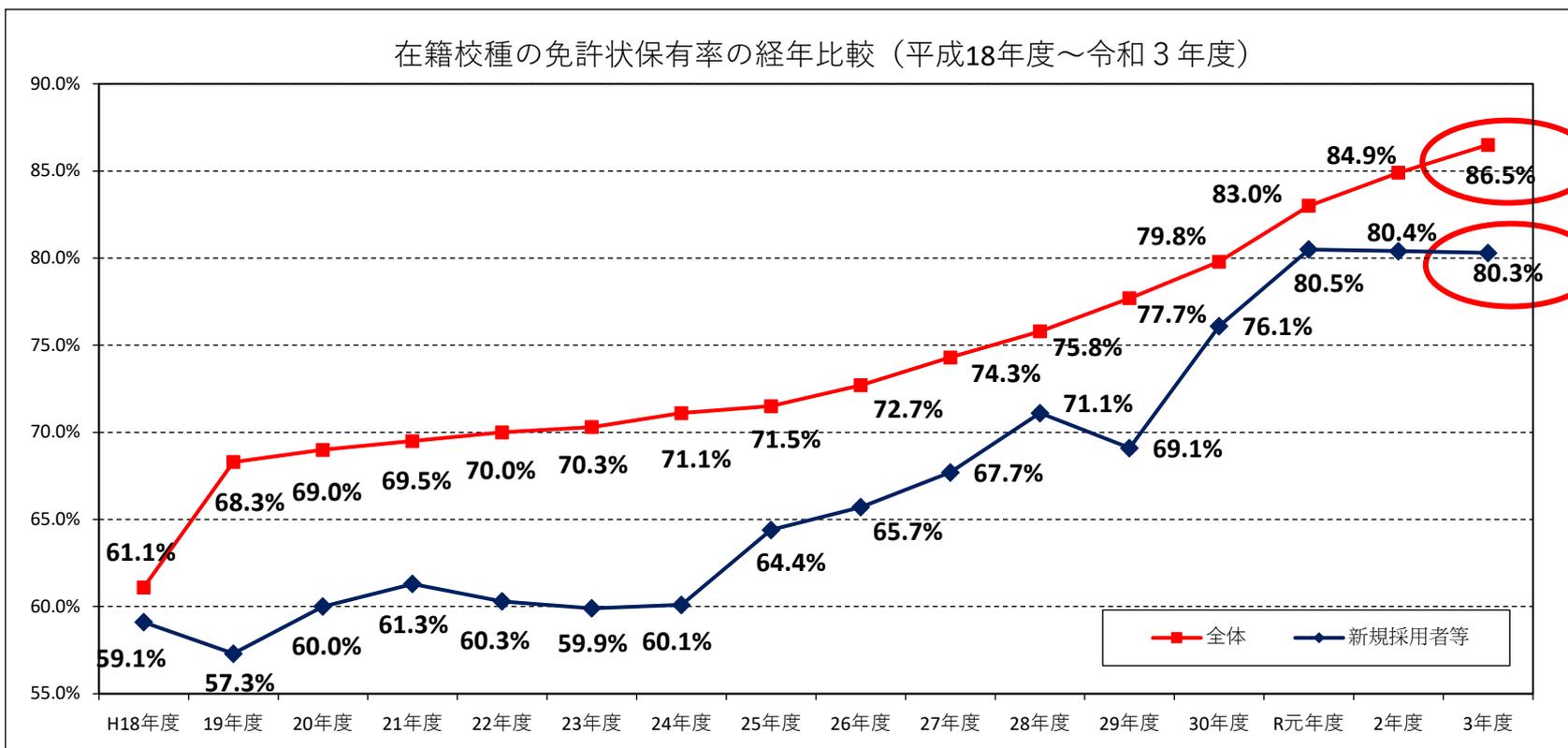
	通級による指導 での教職経験 有	特別支援学級 での教職経験 有	特別支援学校 での教職経験 有	特別支援学級等 での教職経験 無
小学校	4.7%	23.1%	9.6%	70.6%
中学校	1.9%	19.0%	6.5%	75.4%
義務教育学校	0%	17.6%	5.9%	82.4%

# 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

## (特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:86.5%(令和3年度) ⇒ **本来保有すべきもの**  
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

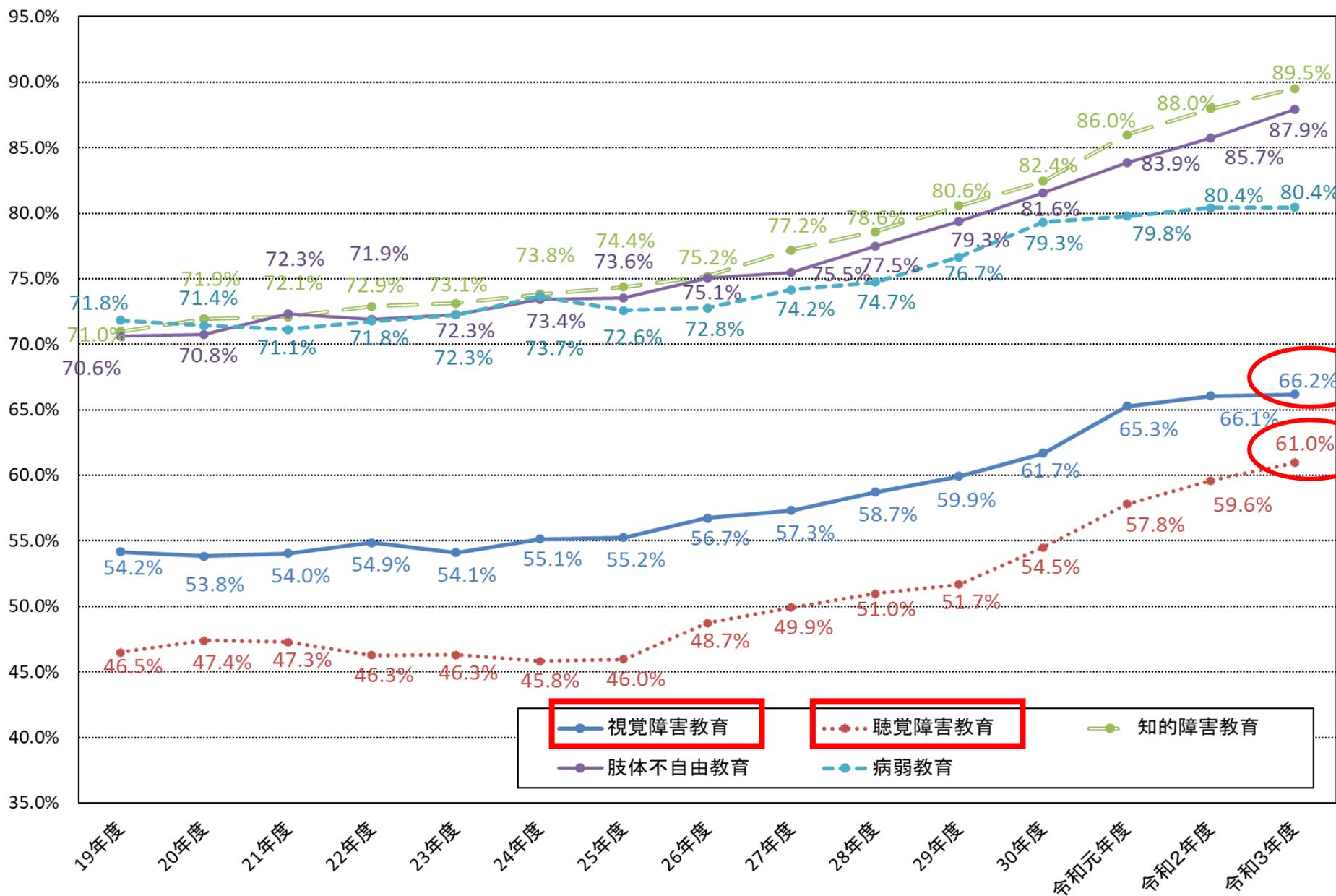
- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.1%**

# 在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）



## IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

### 1. 全ての教師

(全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応)

- 校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。
- 任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。
- 特別支援学級への担任配置にあたり、
  - 一特別支援学級の担任が特別支援教育に携わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合
  - 一教育職員免許法上の当該教科の免許状保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合
  - 一特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合など、地域や学校種の状況により、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、校長の適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任を持って特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。
- 任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。

(略)

# 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋

(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

## IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

### 2. 特別支援学級、通級による支援を担当する教師

(採用、配置の在り方)

○教育委員会は、大学と連携し、大学における特別支援教育に関する単位の取得状況や、特別支援教育に関わる体験やボランティア、特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮(採用選考における加点等)すること。

(略)

(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)

○全ての学校は、学校内の特別支援教育推進体制の向上という観点から、校務分掌上に特別支援教育コーディネーターを位置付けること。

(略)

○国は、各学校における指名の状況を踏まえつつ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

### 3. 特別支援学校の教師

(特別支援学校の教師の免許状保有率の向上)

○各特別支援学校の設置者は、必要な領域を定めた特別支援学校教諭免許状を有しない教師を特別支援学校に配置しようとする場合においては、原則、

①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校であるとともに、

②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者

に限ること。

○国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組(免許取得計画の作成や単位修得状況の把握等)を展開すること。

## V.各関係者に求められる具体的方向性

### 2. 教育委員会

(特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みの構築)

- 任命権者は、管理職選考に当たって、特別支援教育の経験(特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等)も含めて総合的に考慮することとし、人事計画の中で適時・適切に経験する機会を提供すること。
- 教育委員会は、教師経験者を教育委員会の幹部として任用する際、特別支援教育の経験が生かされるよう考慮すること。

(略)

### 3. 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

- 大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進することが望ましいこと。具体的には、例えば、単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。

(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)

- 大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。

(略)

## VI. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した教師養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしながら、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】(略)

【任命権者】(略)

【国】

○大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムの内容や活用方法が広く理解されるよう、分かりやすい周知の工夫に努めること。

○本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査の中で適切に取り扱うこととし、実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

# 令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項

## についての通知 (令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和3年12月21日に公表した「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を発出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とする。
- ✓ 同通知も踏まえ、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進。

(通知より引用)

### 第2 教職員人事に関する各種施策

#### 2. 校長・副校長・教頭の登用状況等

(略)

また、管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とすること。

(略)

### 第3 その他の人事施策等

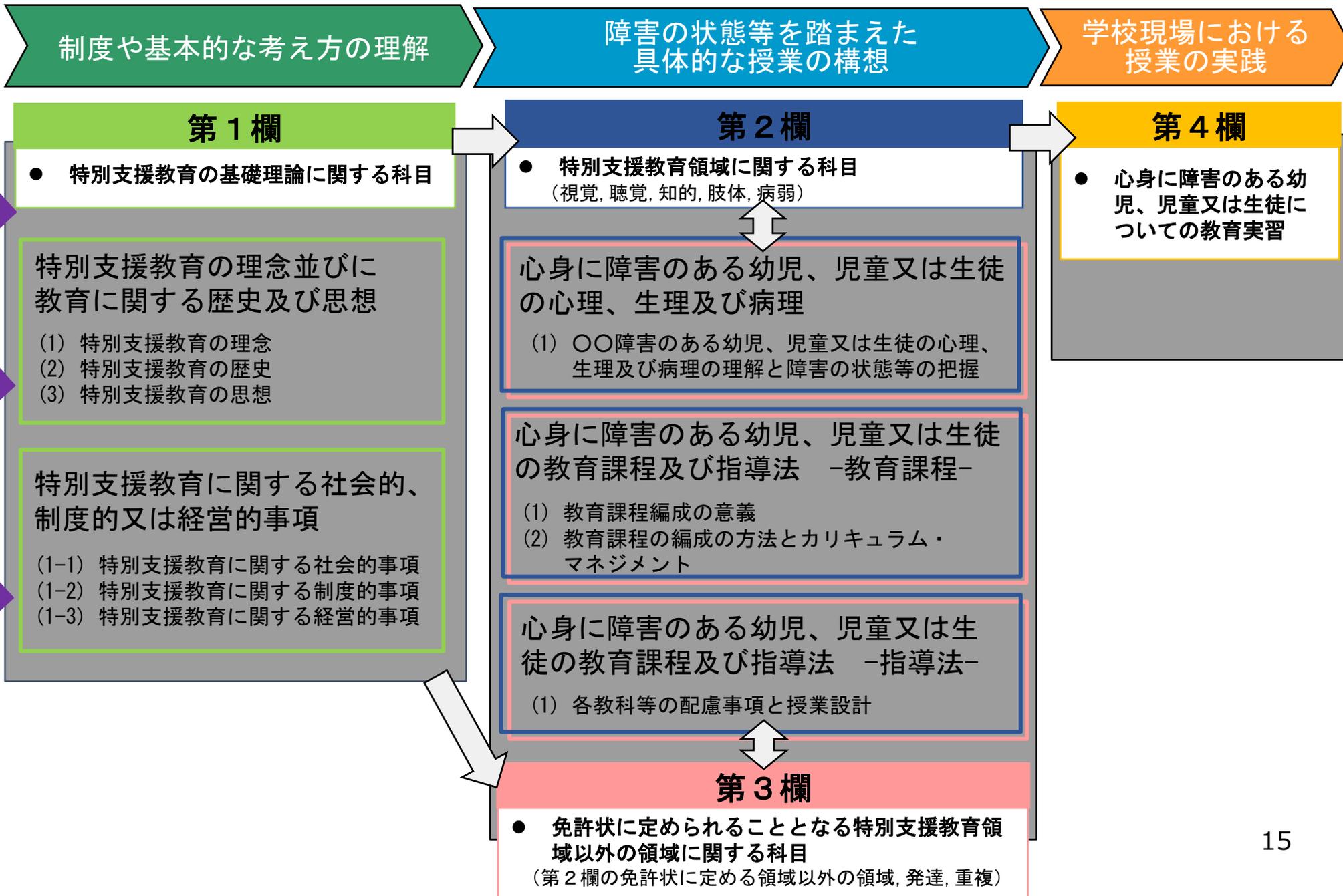
#### 5. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成

各教育委員会においては、上述の「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について

(通知)」も踏まえ、教師の採用段階において特別支援教育に係る経験を考慮するとともに、採用後、早期の段階から全ての教師が特別支援教育の知見や経験をj得るための人事上の措置を講ずるよう努めるなどして、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進すること。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連

教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会）の教授内容との関連



### 3. 学習指導要領について

# 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

## 1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

## 2. 教育内容等の主な改善事項

### 学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。  
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- **知的障害者である子供のための各教科等**の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
  - **中学部に二つの段階を新設**、小・中・高等部の**各段階に目標を設定**、段階ごとの内容を充実
  - **小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる**ことを規定
  - 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの**学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができる**よう規定

# 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

## 一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実**するとともに、**コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等**について規定。
  - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
  - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
  - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
  - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫※知的障害については従来より同様の規定あり。
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

## 自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ**、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実  
（例）小・中学部  
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

### 実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

# 小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成，活用に努める。また，各教科等の指導に当たって，個々の児童生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成，活用に努める。特に，特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育，心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い，通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

# 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm)）をご確認ください。

## 視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



## 聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



## 知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆☆、2段階は☆☆☆、3段階は☆☆☆☆、  
中学部1段階は☆☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆☆）



## 4. 特別支援学校設置基準の策定

## 趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

## 主な内容

### 他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

### 特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

## その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）今後のスケジュール  
令和3年9月24日 公布  
令和4年4月 1日 施行  
令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）

# 特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

## 1. 新增築事業

○学校建物を新築もしくは増築するもの

公立学校施設整備費負担金（小・中学部）	負担割合	1 / 2※
学校施設環境改善交付金（幼・高等部）	算定割合	1 / 2
※都道府県立の養護特別支援学校	5.	5 / 10
※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部）	5.	5 / 10

## 2. 改築事業

○構造上危険な状態にある学校建物を建て直すもの

学校施設環境改善交付金	算定割合	1 / 3※
※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部）	5.	5 / 10

## 3. 改修事業

○既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの  
（老朽施設改修、バリアフリー化、トイレ改造など）

学校施設環境改善交付金	算定割合	1 / 3※
※財政力指数1.00超の地方公共団体は2 / 7		
※バリアフリー化については、令和3年度から算定割合を1 / 2に引上げ		

○既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの  
（余裕教室や廃校等の模様替えなど）

学校施設環境改善交付金	算定割合	1 / 3※
※令和2年度から令和6年度の間実施する事業については、算定割合を1 / 2に引上げ		

## 5. 病気療養児に対する支援 (遠隔教育について)

# 小・中学校段階における病気療養児に対する

## 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

### 通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

#### ◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



### 病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

#### 自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

#### 病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

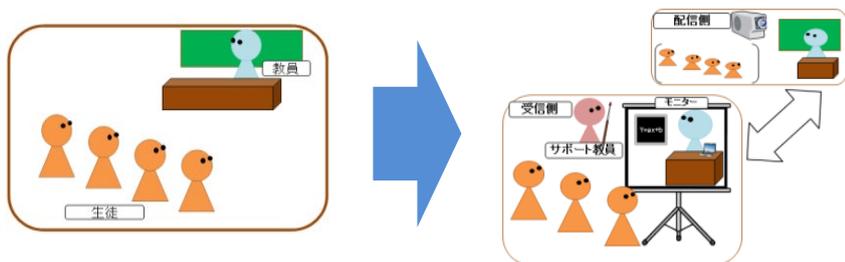
※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

# 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化 **【全ての高等学校・特別支援学校高等部】**  
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ
- ② オンデマンド型教育の特例の創設 **【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】**  
文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入 **【特別支援学校高等部のみ】**  
療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

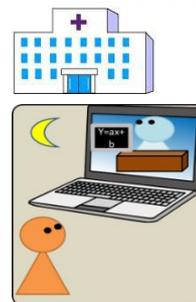
## ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった

- 74単位のうち、36単位を上限(制定当初)  
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- ※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限(制定当初)
- 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員  
※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施

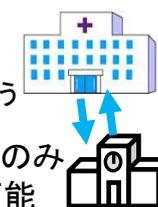
## ② オンデマンド型教育の特例の創設



- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、36単位を上限(制定当初)として単位認定を行うことが可能
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ  
※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

## ③ 訪問教育における遠隔教育の導入

- 修了要件のうち、1/2未満までを上限(制定当初)  
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



※同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式  
※オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

# 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

## 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

### 【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

### 遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

#### ● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

#### ● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

#### ● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

#### ● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

### 病気療養中等の生徒に対する特例

#### ● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

#### ● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。**ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

## 6. 医療的ケア児への支援

# 医療的ケア・医療的ケア児について

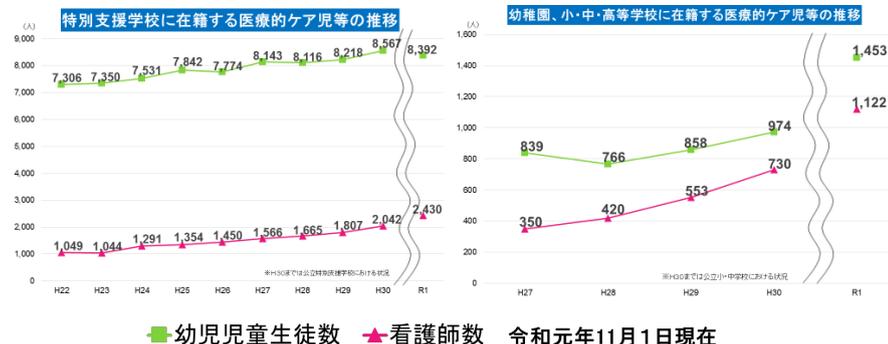
## 「医療的ケア」の法律上の定義

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為  
(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第1項)

## 「医療的ケア児」の法律上の定義

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童  
(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項)



### 【医療行為とは】

医師の医学的判断と技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は、危害を及ぼすおそれのある行為を反復継続する意思をもって行うこと。

基本的に、医師又は医師の指示を受けた看護師等の医療職が行う。

### 【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門（ストーマの管理）、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

(医療的ケアのイメージ)



喀痰吸引



気管切開



経管栄養（経鼻）



経管栄養（胃ろう）



人工肛門

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

## 背景

- **学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等**（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。**
- 「**学校における医療的ケアの今後の対応について**（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」  
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す**
- 令和3年6月に「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立  
（国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。）

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

## 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

### 第1編 医療的ケアの概要と実施者

#### 医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

### 第2編 学校における受け入れ体制の構築

#### 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

### 第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

#### 医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう 医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP） 



# 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると  
文部科学省HPの該当ページに移動します。

## 基本的な考え方

### 学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

### 小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

## 医療的ケア看護職員等への研修

### 学校における医療的ケア実施対応マニュアル (看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

### 学校における教職員による たんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

### 学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

### 地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

### 教育委員会等による 研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

### 指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

## 医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

### 学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

### 学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表

文部科学省HP



### 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP



## 7. 交流及び共同学習等

## ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

## ◆第2章 交流及び共同学習の展開

### 1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

### 2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

### 3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

### 4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

### 5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

## ◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

### <音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>



※福井県

### <障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>

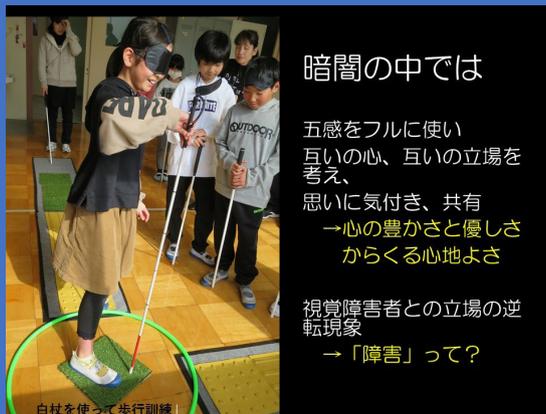


※青森県

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

## 【動画で紹介している取組実践例】

静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習  
福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習  
仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習  
南箕輪村 副次的な籍を活用した交流及び共同学習  
(長野県)  
国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県：ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

## 【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)





## 8. 令和4年度予算等

# 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

43億円  
35億円)



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

### ◆医療的ケア看護職員の配置

2,611百万円 (2,068百万円) (拡充)  
2,400人分 ⇒ 3,000人分 (+600人)

医療的ケア看護職員の配置 (校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む) を支援

### ◆学校における医療的ケア実施体制充実事業

36百万円 (42百万円)

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究  
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発  
医療的ケア看護職員等の研修機会を確保し、専門性の向上を図るため、効果的な研修方法の在り方等について調査研究を実施

## ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

128百万円 (71百万円) (拡充)

#### ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究 (新規)

文部科学省著作教科書 (特別支援学校用) のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施

#### ②ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

#### ③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

#### ④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

### ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

241百万円 (240百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

### ◆低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 (特別支援教育就学奨励費の内数)

824百万円 (653百万円) (拡充)

(上限を12千円/年→14千円/年へ引き上げ)

低所得世帯 (I区分: 収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯) へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

## 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

### ◆発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

52百万円 (70百万円)

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

### ◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円 (284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

### ◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円 (16百万円) (拡充)

特別支援学校 (聴覚障害) を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

## 背景・課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

### ○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援

(2,611百万円 (2,068百万円))

**2,400人分 ⇒ 3,000人分**【拡充】

※校外学習や登下校時の送迎車両への同乗に係る経費も含む。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行)

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。  
2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。

【参考】医療的ケア看護職員の効果的な配置も含め、医療的ケアの実施体制の構築に資する取組を実施するため、小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究を実施。

### 補助対象等

- 都道府県・市区町村・学校法人 (幼稚園・小中高校・特別支援学校)
- 補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

### ○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

#### 1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

#### 2. 個別的教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり

#### 3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

#### 4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

### ○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 348人

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるとして、適切な指導ができるようにするものとする。

### アウトプット (活動目標)

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

### アウトカム (成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展

(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合

(令和3年度：-% (今年度調査予定))

### インパクト (国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

## 背景・課題

特別支援学校等の児童生徒は年々増加しており、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の実施が必要。

また、「GIGAスクール構想」の実現による新たなICT環境の活用による「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が求められている。

⇒ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実にを図り、障害のある児童生徒等に対する指導の充実に資する取組を実施し、その成果の普及を図る。

## 事業内容

### I 障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

調査研究

#### 1. ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実（128百万円）

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導の在り方について研究を実施

- ① 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究
- ② ICTを活用した効果的な指導の在り方の調査研究
- ③ ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
- ④ 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究

#### 2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業（36百万円）

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

#### 3. 特別支援教育に関する実践研究充実事業（19百万円）

特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施

※各事業の実施にあたっては、有識者等による助言・支援を行うなど、より良い成果が得られるよう文科省としても実施団体を支援する取組を行う。

各事業の実施



各事業における進捗報告会



### II 特別支援教育の理解啓発促進

成果普及

#### 1. 理解啓発（2百万円）

委託事業の成果の普及や制度の周知等のため理解啓発に係る取組を実施

- ・特別支援教育先進事業普及フォーラム
- ・成果普及周知資料の作成・公表

#### 2. 全国的な取組状況の把握（14百万円）

委託事業の成果の検証や今後の施策の検討に資するため全国的な実態を把握する。

- ・特別支援教育関係会議
- ・実態把握調査

例) 教育課程や指導内容の実態、研修の実施状況 等

特別支援教育先進事業普及フォーラム  
・成果普及周知資料の作成・公表



関係会議、調査  
・全国的な実態の把握  
・課題の抽出

課題の抽出

PDCA  
サイクルの構築

事業成果  
の普及

### アウトプット（活動目標）

- ・政策的に課題となっている事項についての知見や事例の獲得
- ・全国的な取組状況のデータの獲得や優良事例の蓄積

### アウトカム（成果目標）

- ・本事業の成果や蓄積された知見が全国的に普及されることで、特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の更なる充実及び継続的实施を実現する
- ・全ての学校における特別支援教育に係る取組が充実し、教員の特別支援教育に関する理解が深まることにより、幼・小・中・高等学校における個別的教育支援計画・指導計画の作成率向上につながる。その結果として、適切な指導及び支援が行われること

### インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

# 障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実)

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

128百万円  
71百万円)



文部科学省

## 背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

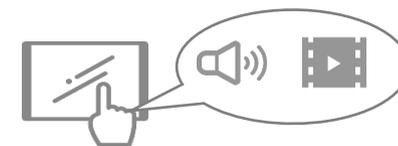
## 事業内容

### 1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

83百万円(新規)

○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- 委託先:教育委員会、大学、民間団体
- 委託期間:2年間(1年目)
- 件数・単価:5箇所×16.5百万円



### 2. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

18百万円

○障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。

- 委託先:教育委員会、大学
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:8箇所×2.3百万円



### 3. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

6百万円

○職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- 委託先:都道府県教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:2箇所×3百万円



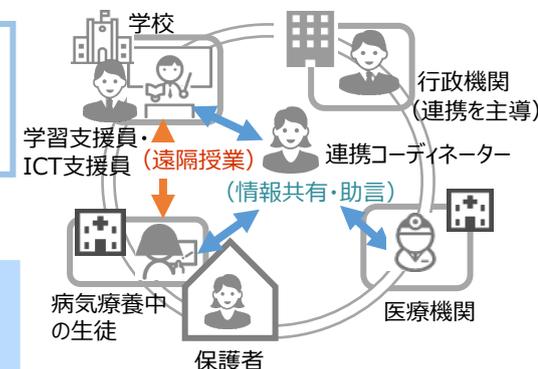
### 4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

18百万円

○高等学校段階における病気療養中等の生徒(※)に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施する。

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- 委託先:教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:6箇所×3百万円



#### アウトプット(活動目標)

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

#### アウトカム(成果目標)

- モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中の生徒に対する遠隔教育の実施増)

#### インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

# 障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業)

令和4年度予算額 0.4億円  
(前年度予算額 0.5億円)



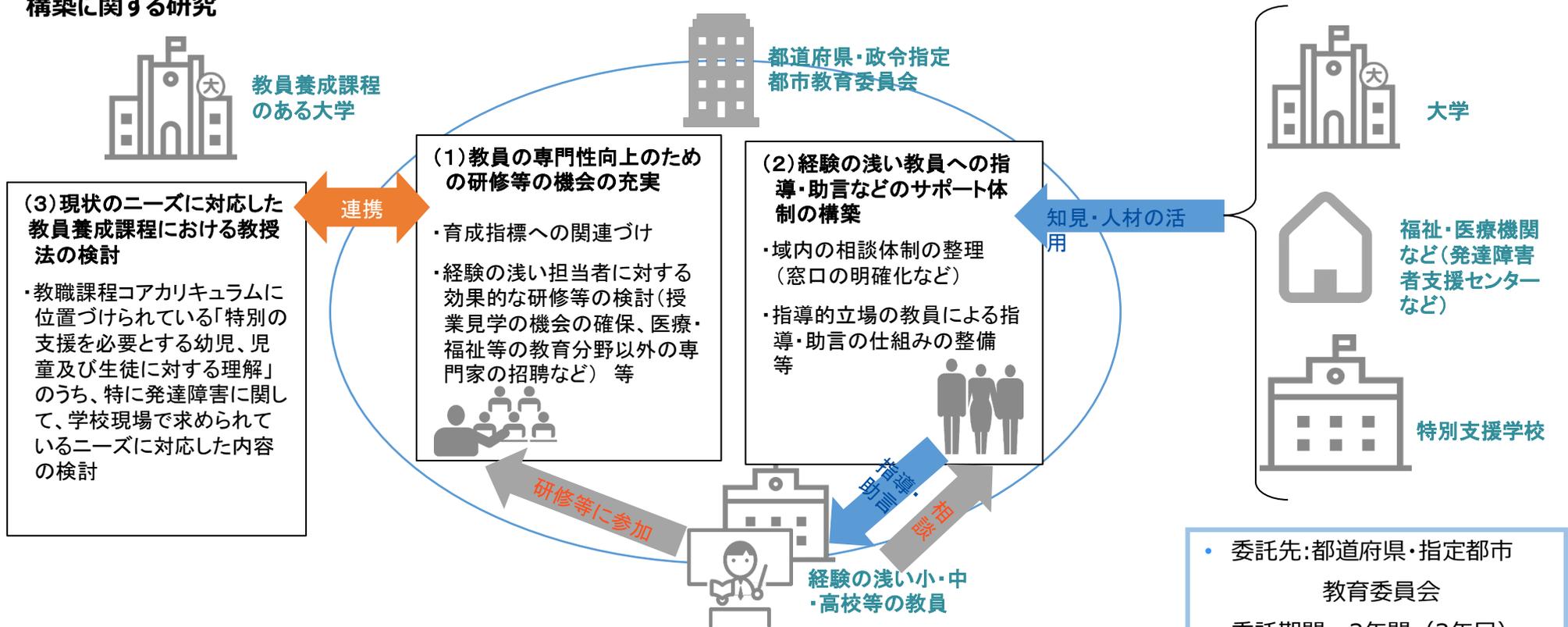
文部科学省

**背景** 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導については教員の専門性の向上が喫緊の課題となっている。学校組織の中で経験豊富な教員から若手教員へ知識等を伝達していく環境、及び、市町村教育委員会における知見が、必ずしも十分ではないことも踏まえると、特に、指導経験が浅く、十分な知識や技術のない教員に対する支援体制の構築が必要となっている。

## 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

36百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員（通常の学級や通級による指導等の担当）の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究



- 委託先: 都道府県・指定都市教育委員会
- 委託期間: 3年間 (3年目)
- 件数・単価: 7箇所×4.6百万円

**アウトプット (活動目標)**  
指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築

**アウトカム (成果目標)**  
・好事例の周知による他自治体の取組促進  
・充実した支援体制の整備、継続的に取り組める体制の構築

**インパクト (国民・社会への影響)**  
発達障害の可能性のある児童生徒等に対する学びが保障され、自己の能力を最大限発揮できる共生社会の実現

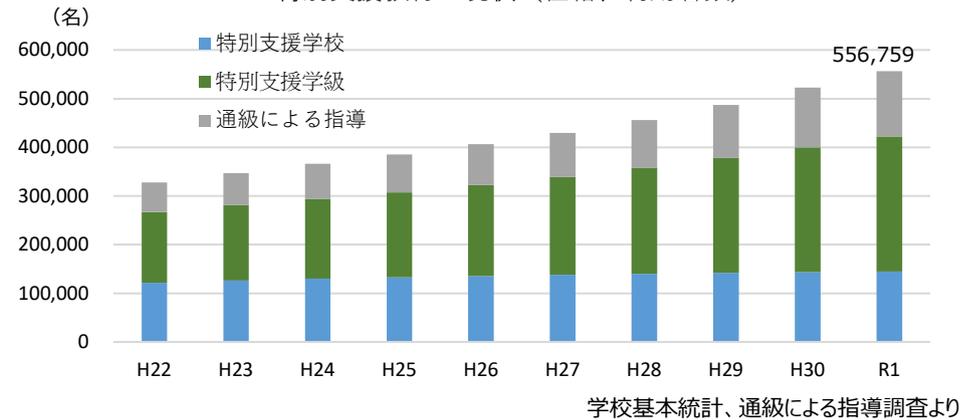
## 趣旨

近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

※平成25年度以降、課題テーマを設定して実施。

特別支援教育の現状（在籍、利用者数）



## 事業内容

### 政策課題対応型調査研究（最大3年間）

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

- ① 今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究  
：【課題】・知的障害に対する通級による指導の実施、ほか
- ② 政策上の課題の改善のための調査研究  
：【課題】・教員養成課程の在り方、専門性向上に係る調査研究、ほか指導法の開発  
・他機関連携を伴う指導の在り方

- ・ 委託先：都道府県等教育委員会、大学、民間団体
- ・ 件数・単価：3課題×6百万円

### アウトプット（活動目標）

- ・政策的に課題となっている事項についての知見や事例の獲得
- ・成果を踏まえた政策的課題に係る検討。

### アウトカム（成果目標）

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進。
- ・特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の継続的实施および、知見の蓄積。

### インパクト（国民・社会への影響）

全ての児童生徒が障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

# 新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (学校における医療的ケア実施体制充実事業)

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

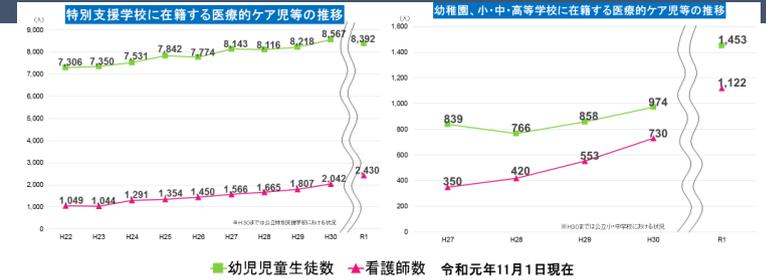
0.4億円  
0.4億円)



文部科学省

## 背景・課題

- 近年、**医療的ケア児※は年々増加傾向**。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小中学校等でも見られる。(※学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている**。(令和3年9月18日施行)



→ **I 医療的ケア児の受入れ・支援体制の整備** 及び **II 医療的ケア看護職員等の専門性の向上**に向けた取組を実施する必要がある。

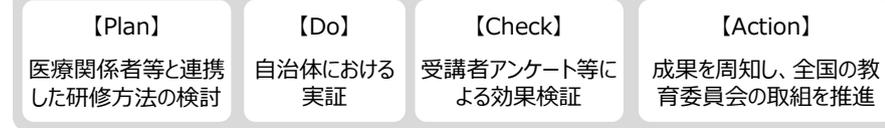
## 事業内容

### I 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価： 8箇所（4箇所×約400万円 4箇所×約80万円）（予定）

### II 医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発

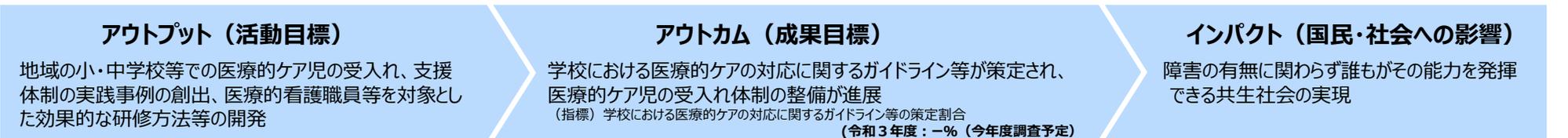
- 教育委員会が実施する看護師等を対象とした研修の在り方について、自治体における実証を踏まえ検証し、開発した効果的な研修方法について、好事例の横展開を図り、全国の教育委員会の研修を推進。
- 件数・単価： 1箇所×約1,500万円（予定）



【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月 初等中等教育局長通知）  
教育委員会においては、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、医療部局や福祉部局等と連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保すること。

【参考】令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月）

（4）関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実：医療的ケアが必要な子供への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。(略)保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。



# 新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業)

令和4年度予算額

19百万円

(新規)



文部科学省

## 趣旨

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。

現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談等に係る支援体制や必要な情報発信を強化することにより、聴覚障害児に対する支援のさらなる充実が求められている。

## 事業内容

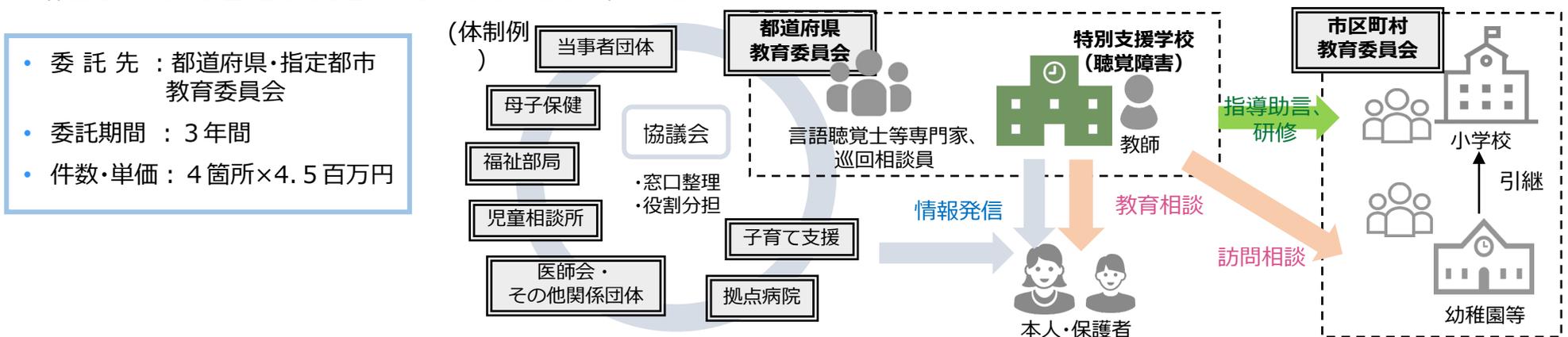
### I. 就学前の教育相談の充実

- 特別支援学校(聴覚障害)を中核とした教育相談の機能強化
  - ・特別支援学校教師の専門性向上のための専門家(言語聴覚士)の活用
  - ・域内幼稚園・小学校等と連携した効率・継続的な教育相談の在り方の研究
  - ・域内小学校や公立施設を活用した教員の訪問教育相談等の在り方の研究
- 情報発信の機能強化
  - ・保護者に対し、福祉・医療等も含めた活用可能な支援情報の発信

### II. 切れ目ない支援の充実

- 幼稚園、小学校等の支援の質向上
  - ・専門家や特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能を活用した幼稚園等や小学校への指導・助言
  - ・幼稚園等や小学校の教師向けの研修の実施・開発

テキストを入手



- ・委託先：都道府県・指定都市教育委員会
- ・委託期間：3年間
- ・件数・単価：4箇所×4.5百万円

### アウトプット(活動目標)

- ・特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、県域をカバーする難聴児の早期支援体制のモデルの構築

### アウトカム(成果目標)

- ・支援モデルの周知による他自治体の取組促進
- ・教育相談の充実(対応件数増、相談者の多様化、関係機関への確実なリファーの実施等)

### インパクト(国民・社会への影響)

早期支援が実施され、聴覚の障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

# 特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

136億円  
124億円



文部科学省

## 背景・現状

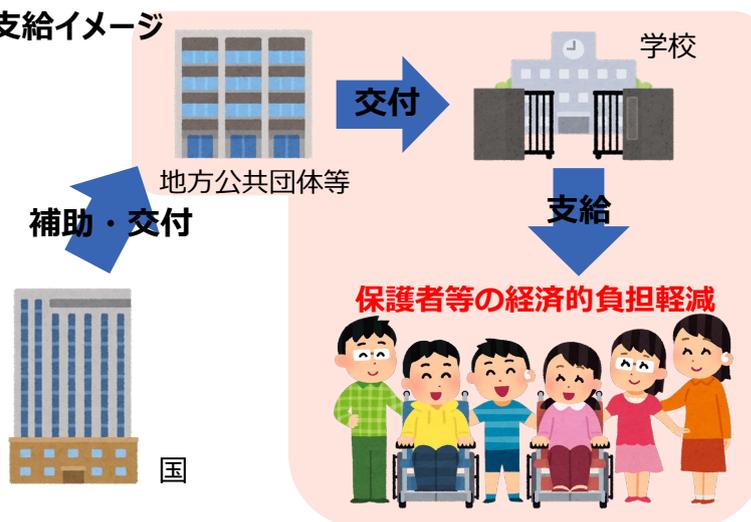
「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

## 事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

- R4予算における制度の拡充
  - ・オンライン学習通信費の単価上限引上げ 12千円/年→14千円/年

### ◆支給イメージ



### 支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒  
国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒

### 補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

### 実施主体

国（国立大学法人）  
都道府県・市町村（特別区含む）

### 負担割合

国 1/2（国立分は10/10）  
都道府県・市町村 1/2

## 背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

## 事業内容

### I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

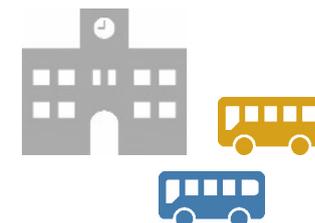
- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



### II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



## 成果

学校現場の裁量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。

# 令和4年度地方財政措置（主なもの）



文部科学省

## 単独事業

### ◇特別支援教育支援員の配置に係る経費【拡充】

障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員67,300人分（対前年度1,300人分増）の配置に必要な経費について措置。

<普通交付税>

### ◇特別支援学校スクールバス購入費等（運行経費含む）

<普通交付税>



## 補助事業

### ◇切れ目ない支援体制整備充実事業【拡充】（国費 約29億円、地方負担額 約58億円）

①特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、②医療的ケア看護職員、外部専門家の配置に要する経費について措置。

<普通交付税>



### ◇障害のある児童生徒等の就学支援（特別支援教育就学奨励費負担金・補助金）

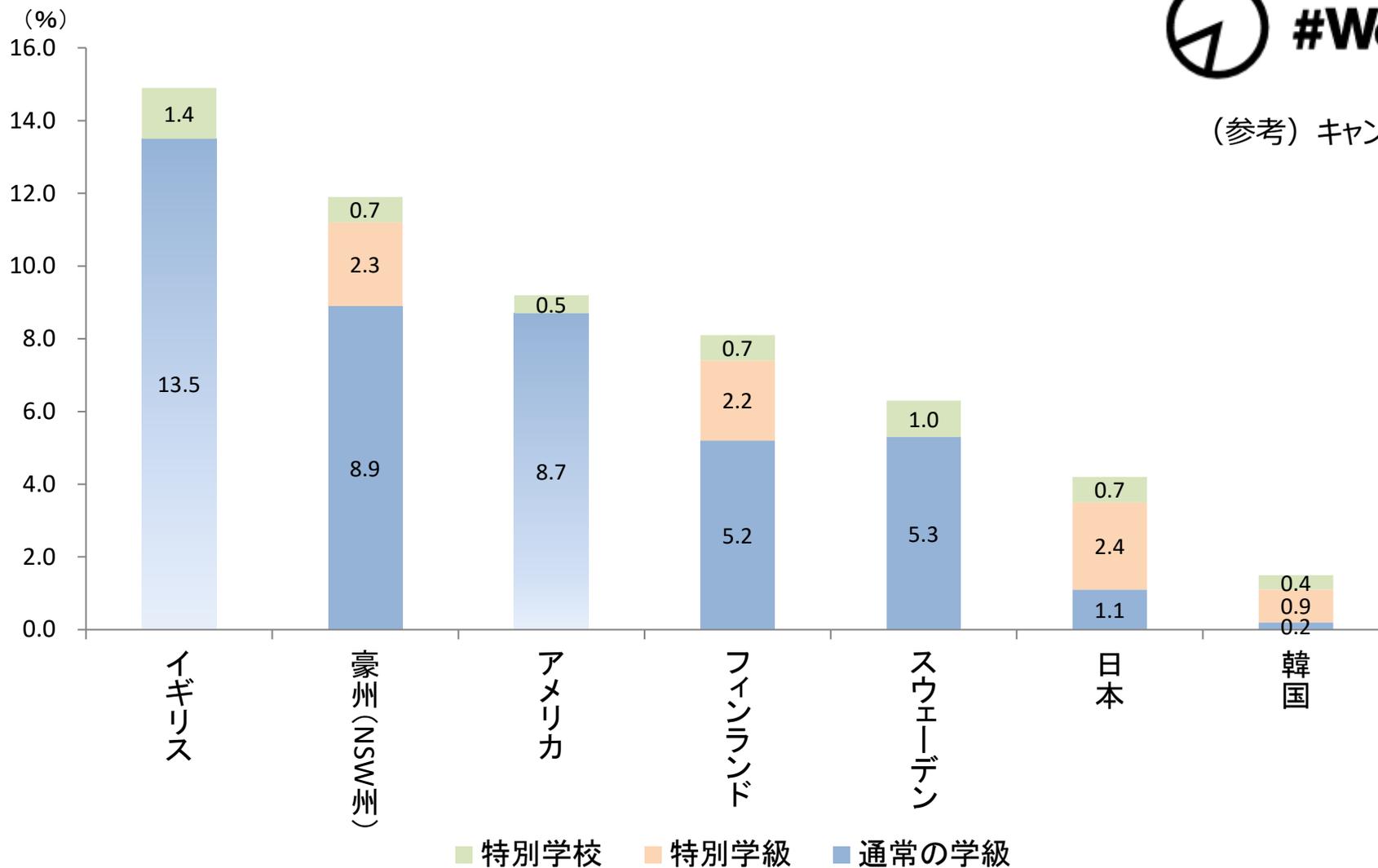
（国費 約131億円、地方負担額 約131億円）

地方自治体における特別支援教育就学奨励費の実施状況を踏まえた所要の経費に加え、オンライン学習通信費の単価改定に伴う経費について措置。 <普通交付税・特別交付税>

## 9. その他

# 特別支援の対象となる子供の割合に関する国際比較

- ◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、イギリスやアメリカより低い。
- ◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた“#WeThe15”キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人（全人口の15%）。



(参考) キャンペーンのロゴ

※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向—令和元年度国別調査から—」(国立特別支援教育総合研究所)より。  
イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。

## 聴覚障害教育の手引きの改訂

近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引き」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

### Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

### Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

### Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



# 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



文部科学省

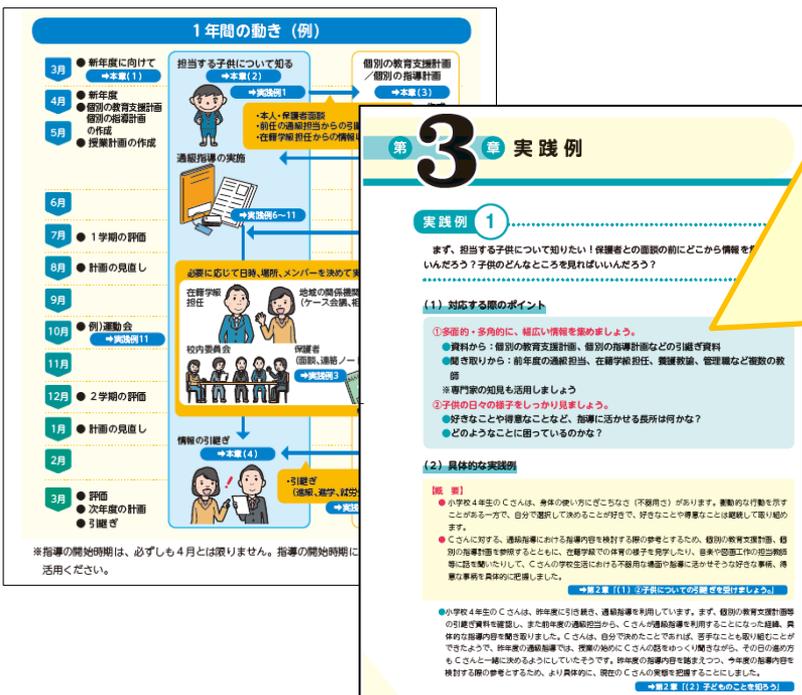
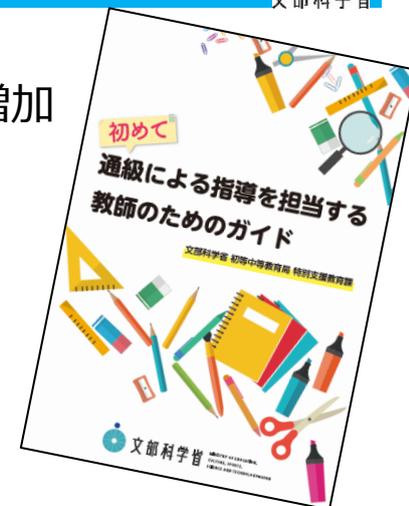
## 【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

### 【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）



（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

# 「個別の教育支援計画の参考様式について」

(令和3年6月30日付 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 事務連絡)

○ 統合型校務支援システムなどのICTを活用して、学校内外で必要に応じて個別の教育支援計画のデータの蓄積、共有や引継ぎができる仕組みの必要性を踏まえ、個別の教育支援計画の参考様式と解説を示したもの。

## ■プロフィールシート■

個別の教育支援計画の参考様式

【プロフィールシート】

1. 本人に関する情報

氏名	姓	名	性別	生年月日
学級・学校の名称	学年・学期			
支援の目的	① 通常の学習 ② 通常の学習(特別・特別) 療育種別 ③ 特別支援学習 療育種別			
支援の分類	支援種別	担当の職員		
支援の開始時期	開始年	開始(月・日)	終了	
支援期間(初年度)	小学校教育	学年	① 学年の初めから② 学年の終わりまで	
	小学校段階	学期	① 学年の初めから② 学年の終わりまで	
	中学校段階	学期	① 学年の初めから② 学年の終わりまで	
	高等学校段階	学期	① 学年の初めから② 学年の終わりまで	
支援者	担当者	担当者	担当者	担当者
	担当	担当	担当	担当

2. 学校に関する情報

学校名	〒	保護者		
通学ルート	車	( )	車	( )
通学時間	車	( )	車	( )

3. 関係機関に関する情報

関係機関名(国・都府県)	関係機関名	関係機関名	関係機関名
関係機関名(市区町村)	関係機関名	関係機関名	関係機関名
関係機関名(保健医療)	関係機関名	関係機関名	関係機関名
関係機関名(福祉)	関係機関名	関係機関名	関係機関名

4. 備考

## ■支援シート(本年度の具体的な支援内容)■

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート(本年度の具体的な支援内容)】

1. 本人に関する情報

氏名

性別

学年・学期

学年

科目	活動指導要領区分	特別支援教育	コンピュータ
○○○○○	●●●●●	○○○○○	○○○○○

※ ① 活動の区分(P法)・② 実施(20)・③ 種別(Check)・④ 活用(Admin)にそれぞれ○で内容を記入すること。  
⑤ 注記

本人の願い

保護者の願い

支援者の願い

学校・学年	実施年	実施月	実施日
○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○

※ 「実施年(月)」の欄には、学校名、学年名で、特に支援を求めている状況を記入すること。

2. 支援の目的

① 支援の目的

② 具体的な支援内容を記述する欄

③ 支援の目的

④ 具体的な支援内容を記述する欄

⑤ 支援の目的

⑥ 具体的な支援内容を記述する欄

⑦ 支援の目的

⑧ 具体的な支援内容を記述する欄

⑨ 支援の目的

⑩ 具体的な支援内容を記述する欄

⑪ 支援の目的

⑫ 具体的な支援内容を記述する欄

⑬ 支援の目的

⑭ 具体的な支援内容を記述する欄

⑮ 支援の目的

⑯ 具体的な支援内容を記述する欄

⑰ 支援の目的

⑱ 具体的な支援内容を記述する欄

⑲ 支援の目的

⑳ 具体的な支援内容を記述する欄

⑳ (注) ①～⑳の欄には、必要に応じて複数回記入し、記入すること。  
㉑ (注) ㉒の欄には、必要に応じて複数回記入し、記入すること。

支援の目的	支援の内容
① 支援の目的	
② 支援の目的	
③ 支援の目的	
④ 支援の目的	
⑤ 支援の目的	
⑥ 支援の目的	
⑦ 支援の目的	
⑧ 支援の目的	
⑨ 支援の目的	
⑩ 支援の目的	
⑪ 支援の目的	
⑫ 支援の目的	
⑬ 支援の目的	
⑭ 支援の目的	
⑮ 支援の目的	
⑯ 支援の目的	
⑰ 支援の目的	
⑱ 支援の目的	
⑲ 支援の目的	
⑳ 支援の目的	

3. 評価

① 支援の目的	
② 具体的な支援内容を記述する欄	
③ 支援の目的	
④ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑤ 支援の目的	
⑥ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑦ 支援の目的	
⑧ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑨ 支援の目的	
⑩ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑪ 支援の目的	
⑫ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑬ 支援の目的	
⑭ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑮ 支援の目的	
⑯ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑰ 支援の目的	
⑱ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑲ 支援の目的	
⑳ 具体的な支援内容を記述する欄	

4. 備考(年度ごとの評価)

① 本人の願い	
② 保護者の願い	
③ 支援の目的	
④ 具体的な支援内容を記述する欄	
⑤ 支援の目的に対する関係機関との連携	

5. 備考(関係機関との連携)

関係機関名

関係機関名

関係機関名

関係機関名

6. 確認

このシートは、関係機関との連携を促進するために活用します。

年 月 日

保護者

このシートは、関係機関との連携を促進するために活用します。

年 月 日

保護者

★事務連絡、参考様式、作成・活用プロセスの解説についてはこちらをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm)



特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

### 研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをまとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをまとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

### 研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
  - ・ 障害種別専門研修（2ヶ月間）
  - ・ テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信
  - 登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施



講義配信の視聴画面

### 情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは  
こちらから！

Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。





障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

### 【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等  
特別支援教育に関心のある者全て

**※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。**

### (研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育

### 講義コンテンツ分類(計171コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 50コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 93コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

**さらに！ 団体登録により研修プログラムが設定できます！**

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



# 令和4年度 発達障害教育関係事業（国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教員や保護者をはじめとして幅広い国民に発達障害に関する最新の情報について提供し理解啓発を推進するとともに、教育現場で必要な基本的な知識と指導・支援に関する情報を提供しています。

## ■ 家庭と教育と福祉との連携に係るこれまでの取組

平成30年3月に文部科学省、厚生労働省によりまとめられた「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」を受けて、国立特別支援教育総合研究所では、国立障害者リハビリテーションセンターや国と連携しながら各種取組を実施。

### <平成30年度>

家庭と教育と福祉の連携  
「トライアングル」プロジェクト報告  
(厚生労働省・文部科学省)

### <令和元年度>

教育や福祉の分野において  
発達障害者の支援に当たる  
者に対する研修を行うための  
研修カリキュラムの検討

### <令和2年度>

・研修カリキュラムの実践的検証  
・研修カリキュラム活用に向けた  
「実施ガイド」「ポータルサイト」  
による情報発信」の検討

### <令和3年度>

・研修カリキュラムの検証  
・「実施ガイド」の提案  
・ポータルサイトの構築  
・eラーニングコンテンツの作成

## ■ 令和4年度：これまでの成果（研修カリキュラムの検証、実施ガイド、ポータルサイト等）も生かした啓発・普及活動の一層の推進

### 成果普及のためのセミナーの開催

#### 【目的】

これまで取り組んできた各種成果に関する啓発・普及を通して、発達障害のある子供の一貫した支援体制の構築を推進する。

【対象】 教員、教育委員会等

#### 【内容】

研修カリキュラム活用事例の紹介  
実施ガイド、ポータルサイト、  
eラーニングの紹介など

### 医療・保健・福祉・労働と連携した切れ目ない支援のための情報発信

WEBサイト等を通じて広く発達障害に関する情報普及活動に取り組む。これまでの発達センターWebサイトに加え、令和3年度に、厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携して発達障害ナビポータルを開設。その普及・充実を図る。



発達障害ナビポータル  
(一般向けサイト)



発達センターWebサイト  
(教員向けサイト)

### 発達障害に関する教材・教具の展示室を通じた理解啓発

施設内に常設している「発達障害教育推進センター展示室」において、ライフステージに応じた教材・教具や支援ツールの展示、パネル展示や参考図書・映画の紹介、体験的な理解ができるコーナーなどを設置し、施設見学者への説明やWeb上での紹介を通して、発達障害に関する理解の促進、適切な対応や支援の充実を進める。